

西宮市立上ヶ原小学校PTA 役員等選出細則

上ヶ原小学校PTA会則第18条の規定に基づき、役員及び地区愛護部を除く部の委員の選出方法を以下のよう定める。

(西宮市立上ヶ原小学校PTA会則)

第18条(役員等の選出方法)

役員、会計監査、顧問および委員の選出は次の方法によるほか、詳細は役員等選出細則により定める。

- (1) 役員 候補者を以下の方法により選出し、総会の承認を得て決定する。
 - ① 選考部において、次年度役員候補者を選出する。
 - ② 選考部が活動しない年度は、各部から選考委員を若干名選出し、選考委員により次年度役員候補者を選出する。
- (2) 会計監査 原則として、前年度会計担当役員2名を会計監査とし、前年度会計担当役員の会計監査就任が困難な場合には、他の前年度役員または役員の選考に準じる方法で選出された者を、次年度会計監査候補者とする。
- (3) 顧問 原則として校長及び教頭を顧問とするほか、会長が委嘱することができる。
- (4) 委員 ① 学年部委員・教養人権部委員・広報部委員・PTCA推進部委員・選考部委員
会員中から立候補者及び委員選出抽選対象となることを了承する者を募る。なお、年度途中の立候補も可能とする。
② 地区愛護部代表委員(地区代表)
登校班地区(以下、単に「地区」という)ごとに、1名を選出するものとし、選出方法については各地区において定めることができる。
③ 地区愛護部委員(地区委員)
地区ごとに、若干名を選出するものとし、選出方法については各地区において定めることができる。なお保護者である会員は、原則として1家庭につき1回以上地区委員を務めるよう努力するものとする。

第1条(役員を選出)

- 1 選考部は、任意の方法により、次年度役員候補者を選出する。
- 2 選考部が活動しない年度においては、学年部より原則4名、教養人権部・広報部・PTCA推進部・地区愛護部より原則1名の選考委員を選出して選考委員会を組織するものとし、選考委員会は任意の方法により次年度役員候補者を選出する。なお、次年度役員候補者選出にあたっては、選考委員のみならず、全会員が、役員候補者となる可能性のある者に関する情報を積極的に提供するなど、選出作業に協力するよう努める。
- 3 第1項または前項により選出された者を次年度役員候補者とするについて総務会の承認決議を得た後、定時総会で役員に選出する。

第2条(地区愛護部以外の部の定員)

各部の委員の定員を以下のよう定める。なお、各部の定員は目安であり、定員以上・定員以下の委員数であったとしても、各部の委員の判断により部の活動を行なうことができる。

- (1) 学年部……………各学年5名、合計30名
- (2) 教養人権部……………8名
- (3) 広報部……………8名
- (4) PTCA推進部……………12名
- (5) 選考部……………6名

第3条(地区愛護部以外の委員の選出)

- 1 総務役員は、会員に対し、下記の時期に、別紙の様式に定める書面を配布し(紙を配布するか電子データを送信するかは問わない)、各部の委員を募集する旨の通知を行なう。
 - (1) 既存会員に対しては、3月上旬を目安とする
 - (2) 新入会員に対しては、4月上旬を目安とする
- 2 総務役員は、第1項の通知後、提出された委員希望届出書に従い、以下の手順で各部の委員を選出する。
 - (1) 立候補した会員を、部の定員と希望順位を考慮の上、部に仮配置する。
 - (2) 上記によっても、仮配置される会員の数が定員を下回る部がある場合、委員抽選対象となることを了承した会員のうち、当該部に所属してもよいとの意思表示を行なっている者を、会員の要望・各部の人員バランスを考慮の上、可能な限り定員に近い数の会員を各部に仮配置する。
 - (3) 上記(1)(2)の結果、定員を超える会員が仮配置された部においては、抽選対象となることを了承した者に対する抽選を行ない、当選した者を部に仮配置する。
 - (4) 上記(1)(2)によっても、仮配置される会員数が定員を下回る部がある場合、任意の方法により、全会員に対し、各部に仮配置された会員数を告知するとともに、定員を下回る見込みの部については、全会員に対し、委員の募集を通知する。
 - (5) 最大3回程度、(1)~(3)を繰り返す。

- (6) 上記(1)～(5)の結果、定員を満たす会員が仮配置された部については、部の活動を行なうものとし、部に仮配置された会員を委員に選出する。
- (7) 上記(1)～(5)によっても定員を下回る会員しか仮配置されない部においては、部に仮配置された会員らが、協議の上、部の活動を行なうか否かを決定する。協議の結果、当該部の活動を行うこととなった場合、部に仮配置された会員を委員に選出する。
- (8) 上記(7)の協議の結果、当該部の活動を行わないこととなった場合、当年度の部の活動は休止する。同部に仮配置された会員は、希望により、他部の委員となることができる。
- (9) 多数の立候補があるなどの理由で、部に定員を大幅に上回る会員が仮配置される場合（おおむね定員の2倍を超える場合）など、部の円滑な活動に支障が出る恐れがある場合には、仮配置された会員に対し、他部委員となる意思があるかどうかを確認することができる。

第 4 条（地区愛護部以外の部における年度途中の委員立候補及び辞任）

- 1 年度途中に委員となることを希望する者は、総務役員に対し、任意の方法で立候補の意思表示を行なうことにより、希望する部の委員となることができる。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。
- 2 年度途中に委員を辞任しようとする者は、所属する部に対し、任意の方法で辞任の意思表示を行なうことにより、委員を退任することができる。

第 5 条（細則の改正）

本細則は、総務会の承認を得て改正することができる。

附 則

この細則は、令和2年3月2日より施行する。